

釧路白糠工業用水道企業団工業用水道事業給水条例

平成14年2月8日
条例第1号

改正 平成16年12月27日条例第2号
改正 平成22年1月7日条例第1号
改正 平成26年1月7日条例第1号
改正 令和元年9月11日条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水の申込み及び使用水量の決定（第3条―第7条）
- 第3章 給水施設の工事及び管理並びに費用の負担（第8条―第13条）
- 第4章 給水（第14条―第19条）
- 第5章 料金（第20条―第25条）
- 第6章 雑則（第26条―第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、釧路白糠工業用水道企業団（以下「企業団」という。）の設置する工業用水道事業の給水についての料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本使用水量 第5条第1項の規定により通知した水量をいう。
- (2) 特定使用水量 第6条第3項の規定により通知した水量をいう。
- (3) 超過使用水量 基本使用水量又は特定使用水量を超えて使用した水量をいう。
- (4) 給水施設 配水管から分岐した給水管及びこれに附属する給水用具（受水槽以下のものを除く。）をいう。

第2章 給水の申込み及び使用水量の決定

（給水量の最小限度）

第3条 工業用水道による給水量の最小限度は、1給水先当たりの基本使用水量100立方メートルとする。ただし、企業団企業長（以下「企業長」という。）が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（給水の申込み）

第4条 給水を受けようとする者は、1日当たりの予定使用水量を定めて、企業長に

給水の申込みをしなければならない。

(基本使用水量の決定)

第5条 企業長は、前条の申込みがあったときは、給水能力、配水計画等を考慮し、

1 日当たりの使用水量を定めて、これを申込者に通知するものとする。

2 前項の規定により定められた基本使用水量は、年度の中途では変更しない。ただし、企業長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(特定使用)

第6条 企業長は、給水能力に余裕があるときは、その範囲内において前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「使用者」という。）に対して特定の給水を行うことができる。

2 前項の特定の給水を受けようとする者は、使用する期間及び基本使用水量を超える水量について1日当たりの予定使用水量を定めて、企業長に給水の申込みをしなければならない。

3 企業長は、前項の申込みがあったときは、給水能力、配水計画等を考慮し、その申込みに係る使用水量及びその使用期間を定めて、これを申込者に通知するものとする。

4 特定使用水量の使用期間は、1箇月以上3箇月以内とする。ただし、企業長が特別の事由があると認めるときは、この期間を更新することができる。

(用途の制限)

第7条 使用者は、工業用水を工業以外の用に使用してはならない。ただし、消防の用に使用する場合その他企業長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

第3章 給水施設の工事及び管理並びに費用の負担

(給水施設の構造及び材質等の基準)

第8条 給水施設の構造及び材質等は、企業長が別に定める基準に適合しているものでなければならない。

(給水施設の工事)

第9条 給水施設の新設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「工事」という。）は、企業長が指定した者が行い、これに要する費用は使用者の負担とする。ただし、新設工事に係る配水管からの分岐及び公道敷地内の給水施設の工事費用については、企業団が負担する。

2 前項の規定により工事を行う場合は、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

(給水施設の管理)

第10条 使用者は、善良な管理者の注意をもって給水施設を管理し、給水に異状が

あると認めるときは、企業長に届け出て指示を受けなければならない。

- 2 企業長は、前項の届出を受けたとき又は給水施設に異状があると認めるときは、修繕その他必要な措置を命ずることができる。
- 3 前項の規定により行った措置に要した費用は、使用者の負担とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

(給水施設の検査)

第11条 企業長は、管理上必要と認めるときは、給水施設を検査し使用者に適切な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定により給水施設の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(配水管の設置に要する費用の負担)

第12条 企業長は、給水の申込みによって新たに配水管の設置が必要となる場合は、企業長の定める基準により、その設置に要する費用の全部又は一部をその使用者に負担させることができる。

(費用の算出方法)

第13条 前条に規定する費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
 - (2) 労務費
 - (3) 道路復旧費
 - (4) 運搬費
 - (5) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項の費用について必要な事項は、別に企業長が定める。

第4章 給水

(給水の原則)

第14条 企業長は、次に掲げる場合を除き、給水を制限し、又は停止することができない。

- (1) 天災地変その他の不可抗力により給水することができないとき。
 - (2) 工業用水道施設の維持、改良工事等により給水することができないとき。
 - (3) 使用者が第28条各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
- 2 企業長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域並びに理由を使用者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
 - 3 企業長は、給水の制限、停止又は漏水により使用者に損害を生じることがあっても、その責任を負わない。

(適正使用の原則)

第15条 使用者は、受水槽を設置し工業用水道を常時均等に使用するよう努めなければならない。ただし、企業長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用開始等の届出)

第16条 使用者は、工業用水道の使用を開始し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を企業長に届け出なければならない。

2 企業長は、使用廃止の状態にある給水施設について工業用水道の管理上必要があると認めた場合は、使用者の届出がなくともその撤去等必要な措置をとることができる。

3 前項の措置に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(工業用水道メーターの設置)

第17条 使用者は、給水施設に水量メーター（以下「メーター」という。）を設置しなければならない。この場合において、メーターの設置位置は、企業長が定めるものとする。

2 前項の規定によるメーターの設置に要する費用は、企業団が負担する。

(使用水量の決定及び通知)

第18条 企業長は、毎月定例日にメーターを点検し、使用水量を決定する。ただし、メーターの故障等により計算し難いときは、企業長の認定するところにより使用水量を決定する。

2 企業長は、使用水量を決定したときは、速やかに使用者に通知するものとする。

(メーターの検査)

第19条 使用者は、メーターに異状があると認めるときは、企業長に対しメーターの機能について検査すべきことを請求することができる。

第5章 料金

(料金の支払い義務)

第20条 工業用水道料金（以下「料金」という。）は、使用者から徴収する。

(料金)

第21条 料金は、次に定める料金の合計額とする。

(1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対して、基本料金料率を乗じて得た額

(2) 特定料金 特定使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対して、特定料金料率を乗じて得た額

(3) 超過料金 その月分の超過使用水量に対し、超過料金料率を乗じて得た額

2 前項の基本料金、特定料金及び超過料金の料率は、次の表のとおりとする。

| 種 別 | 料 率 |
|---------|------------------|
| 基 本 料 金 | 1立方メートルにつき 55.0円 |

| | | |
|---------|-------------|--------|
| 特 定 料 金 | 1 立方メートルにつき | 55.0円 |
| 超 過 料 金 | 1 立方メートルにつき | 110.0円 |

(責任使用水量制)

第22条 使用者の使用した水量が、基本使用水量又は特定使用水量に達しない場合においても、基本使用水量又は特定使用水量まで使用したものとみなす。

(料金算定基準の変更)

第23条 料金算定の基準となる月の途中で使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金の算定は、日割り計算による。

(料金の徴収及び延滞金)

第24条 料金は、毎月これを算定し徴収する。ただし、月の途中で使用を中止し、又は廃止したときは、その都度徴収する。

2 料金の納期限は、納入通知書発送の日から10日以内とする。

3 使用者が料金を指定の期限内に完納しないときは、その期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

4 前項の延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 前3項の規定は、第12条及び第16条第3項の費用について準用する。

(料金等の減免)

第25条 企業長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、料金その他この条例により納入しなければならない金額を減額し、又は免除することができる。

第6章 雑則

(氏名等の変更)

第26条 使用者は、その代表者氏名若しくは名称又は所在地に変更があったときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

(権利義務の承継の制限)

第27条 使用者は、企業長の承認を受けなければ、この条例に基づく一切の権利又は義務を第三者に承継させることができない。

(給水の停止)

第28条 企業長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、給水を停止することができる。

(1) 詐欺その他の不正な方法により料金等の徴収を免れようとしたとき。

(2) この条例に定める手続を経ないで給水施設の設置、変更若しくは加工の工事を行い、又は給水施設を使用したとき。

(3) 企業長の承認を受けずにメーター又は企業長の管理する仕切弁・制水弁を

操作したとき。

(4) メーターを故意に破損したとき。

(5) 第11条第1項の規定による当該職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨げたとき。

(6) 料金その他この条例により使用者が負担すべき費用の納入を2箇月以上遅延したとき。

(7) 前各号のほかこの条例に違反したとき。

(損害賠償の請求)

第29条 前条各号のいずれかに該当する行為をした者があって、このため企業団が損害を受けたときは、企業長は、その行為をした者に対して損害賠償の請求をするものとする。

(過料)

第30条 詐欺その他の不正な行為により料金等の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第31条 この条例の実施について必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年2月8日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の釧路白糠工業用水道企業団工業用水道事業給水条例の規定は、平成17年4月分の水道料金から適用し、平成17年3月分までの水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月7日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の釧路白糠工業用水道企業団工業用水道事業給水条例の規定は、平成22年1月分の水道料金から適用し、平成21年12月分までの水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月7日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第21条の規定にかかわらず、この条例の施行日前から継続して供給している工業用水で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月11日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路白糖工業用水道企業団工業用水道事業給水条例第21条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している工業用水道の使用で施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。